

(FC7) 海岸工学委員会規則

〔平成18年5月9日 改正
平成23年11月18日 一部改正〕

(目的)

第1条 海岸工学委員会（以下「委員会」という）は、土木学会の方針にしたがい、土木工学の分野に関係ある海岸工学の問題の研究、調査、その成果の普及を推進することを目的とする。

(活動)

第2条 委員会は、上記の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 講演会、見学会等の開催。
- (2) 海岸工学に関係ある国内および国外の学協会との研究連絡。
- (3) 海岸工学に関する刊行物の発刊に関し、その編集および出版委員会との連絡。
- (4) その他目的達成のために必要な事業。

(構成)

第3条 委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 組織構成

- 1) 委員会に幹事会を置く。幹事会は、幹事長、幹事および次項で規定する小委員会の委員長・同副委員長で構成する。幹事会は委員長を補佐し、委員会の事務を処理する。
- 2) 委員会は、事業を遂行するために必要あるときは小委員会を設け、特定の事項について調査研究等を行うことができる。小委員会の設置には、調査研究部門担当理事の承認を得るものとする。

(2) 構成員

- 1) 委員会は、委員49名以下をもって構成する。
- 2) 委員会に委員長1名、幹事長1名および幹事若干名を置く。なお、必要あるときは副委員長1名を置くことができる。
- 3) 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。幹事長は委員長を補佐し、会務の円滑な実施を図る。

(委員長・委員等の任期と選出方法)

第4条 委員長・委員等の任期と選出方法は次のとおりとする。

- (1) 委員の任期は2年とする。ただし、委員の再選は妨げない。
- (2) 任期半ばで委員が交代するときは、後任委員の任期は、前任者の任期を引き継ぐものとする。
- (3) 委員の人選は、地域および職域ごとの選出母体等の推薦に基づき幹事会で行い、委員長の承認を経て土木学会長が委嘱する。
- (4) 委員長（および副委員長）の選出は、委員会の出席委員の選挙による。委員長は再任しないものとする。
- (5) 幹事長は委員長の指名による。幹事は委員の互選による。
- (6) 小委員会の委員長には委員を充てる。

(委員会の運営)

第5条 委員会の運営は次のとおりとする。

- (1) 委員会は、原則として年2回開催する。
- (2) 委員会は、土木学会委員会規程第9条（事業計画および予算）の規定および理事会の決定に従い「事業計画および予算」を作成し調査研究部門担当理事を経て提出する。

(3) 委員会は、土木学会委員会規程第 10 条（事業報告）の規定および理事会の決定に従い「事業報告」を作成し調査研究部門担当理事を経て提出する。

(4) 委員会は、土木学会委員会規程第 8 条（成果の報告）の規定に従って、毎年度、事業成果を理事会に報告するとともに、土木学会誌・土木学会ホームページ等を通じて会員等に公表する。

(事務局)

第 7 条 委員会の担当部署は、研究事業課とする。

(規則の変更)

第 8 条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 その他必要な事項は規則細則に定める。

附則（平成 18 年 5 月 9 日 理事会議決） この内規は平成 18 年 5 月 9 日から施行する。

附則（平成 23 年 11 月 18 日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成 23 年 11 月 18 日から施行する。